

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

一般財団法人日本穀物検定協会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

2 内容

・育児休業取得の推進

### 【対策】

・育児休業に関する規程等の整備及び周知

・令和7年12月までに、年次有給休暇の取得率を、一人当たり平均50%以上とする。

### 【対策】

- ・「年次有給休暇付与計画表」を作成し、職場内の休暇予定日を共有する。
- ・業務の改善、効率化を推進するとともに、業務の繁閑を考慮しながら計画的な年次有給休暇の取得に努める。
- ・定期的に年次有給休暇の取得状況を分析し、現状を把握する。